

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	生活保護適正化推進事業		
予算額	61,335千円 (充実2,700千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担当課	保健福祉部 適正給付推進課(251-0195) 保健衛生推進室 医務審査課(213-2991)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>生活保護制度の運営に対する市民の信頼を確保するため、平成24年度から、不正受給の根絶に向けた新たな取組として「生活保護適正化推進事業」を実施している。</p> <p>本事業は、平成24年度までは生活福祉部地域福祉課内の「適正化推進担当」が実施していたが、生活保護をはじめとする給付の更なる適正化を推進するため、平成25年4月に政令市初の専任組織である「適正給付推進課」を設置し、事業を推進している。</p> <p>平成26年度は、生活保護の適正化に向けた取組をより一層推進するため、以下の事業を実施する。</p> <p>[事業概要]</p> <p>※1～3は適正給付推進課、4については医務審査課が実施</p> <p>1 生活保護不正受給対策等に係る専任嘱託員の充実【充実】</p> <p><u>適正化推進支援員10名（警察OB3名、債権回収等経験者7名）及び生活保護暴力団員等対策支援員2名（警察OB）の計12名について、それぞれの経験をいかして、より専門的に業務を担える体制を構築するため、業務を再編し、警察OB5名と債権回収等経験者7名の体制とする。</u></p> <p><業務内容></p> <p>① 警察OBは、福祉事務所が抱える悪質な不正受給事案等に対する調査協力を行うとともに、暴力団員等の照会や対応等についての専門的助言を行う。</p> <p>② 債権回収等経験者は、市民等から寄せられる不正受給事案の通報に対し適正かつ迅速に対応するとともに、生活保護返還徴収金の確実な徴収に努め、対象者に対し厳正に対応することで、公平、公正な制度運営を図る。</p>			

2 医療扶助適正化に係る嘱託医体制の充実【継続】

指定医療機関に対する立入検査の実施時に、診療科目に精通した専門医が同行し、医学的見地からの助言や指導を行う。

3 生活保護業務に係る専任弁護士を設置【継続】

詐欺罪に該当する等悪質な不正受給事案に対する告発や、指定医療機関等の不正に対する対応等について、専任弁護士が法的見地からの助言や指導を行う。

4 医療扶助に係る第三者求償の実施【新規】

生活保護法の改正（平成26年7月1日施行）に伴い、交通事故等第三者の行為により被害を受けた生活保護受給者の治療に医療扶助を支給した場合に、当該医療扶助相当額を加害者に直接請求することが可能となることから、専門知識を有する嘱託員により第三者求償を実施する。

[参考（他都市の状況・事業効果など）]

○適正化推進支援員設置（平成24年度）以降の実績（平成25年12月末現在）

- ・不正受給による逮捕件数 13事案（うち、適正給付推進課設置以降 11事案）
- ・生活保護返還徴収金督促件数 6,837件

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	京都市障害者職場定着支援等推進センターの設置・運営		
予 算 額	16,200千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市では、これまでから京都労働局・京都府などと連携し、オール京都で障害者就労支援を進めてきた結果、政令指定都市がある道府県においてトップクラスの障害者雇用率となっている。一方で、障害者雇用数の増加に伴い、長期就労に向けたケア（定着支援）も重要となってきているが、そのための人的資源が不足しつつあるなど、定着率の維持向上に課題がある。</p> <p>[事業概要] 障害のある方の一般就労において、長期的な定着支援を図るため、京都市域における職場定着支援の中核として、本市独自に「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を設置する。 当センターでは、就業生活職場定着支援員を3人配置し、京都障害者就業・生活支援センターと一体的な連携を図りながら、就業先の職場訪問などによる職場定着支援の強化と長期的な定着状況の把握、一般就労者に対する仲間づくり支援など、一般就労された障害のある方の長期就労をサポートする。</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	障害者地域生活支援センター運営事業の機能拡充について		
予 算 額	412,469千円 (充実6,500千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 現在、市内5箇所の精神障害者地域生活支援センターにおいて、相談支援事業として、地域の関係機関と連携しながら、精神障害のある方やその家族からの相談、福祉サービスの利用援助等を行っている。 相談支援事業については、平成24年度からの制度改正により、サービス等利用計画の必須化や、障害種別にかかわらず相談支援の充実が求められており、「支えあうまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）」の重点取組に、「地域での相談支援体制の充実と相談支援の質的向上」を掲げ取り組んでいる。</p> <p>[事業概要] 平成26年4月から、市内15箇所の障害者地域生活支援センターのうち精神障害対応型の5箇所について、身体障害及び知的障害を加えた3障害対応型とし、相談支援の充実を図る。（6,500千円）</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 現在の3障害対応型施設数：市内10施設</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	こころのふれあい交流サロン運営委託事業		
予 算 額	58,654千円 (充実18,800千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>現在、精神障害のある方のサロン事業（居場所づくり、地域交流や家族支援の場の確保）について、市内11箇所のこころのふれあい交流サロンで実施するとともに、市内5箇所の精神障害者地域生活支援センターで実施している。</p> <p>精神障害者地域生活支援センターについては、サロン事業と一体的に実施していた相談支援事業において身体障害及び知的障害を加えた3障害対応型として充実を図ることに伴い、両事業を効果的に実施するため施設運営上分離し、サロン事業はこころのふれあい交流サロンとして再編、機能拡充を図る（サロン数：11箇所→16箇所）。</p> <p>[事業概要]</p> <p><u>次のとおり、こころのふれあい交流サロン強化事業として機能拡充を図る。</u></p> <p>○<u>機能強化型こころのふれあい交流サロンの設置（5箇所）</u> <u>精神障害者地域生活支援センターから移行するサロンについて、相談支援事業と一体的に運営されてきたノウハウを活用し、移行後も引き続き、相談に適切に対応するとともに、地域生活支援センターでは十分対応できない引きこもりや障害受容ができない方の日常的な相談援助、サービス利用援助を行い、関係機関と連携したフォローアップも行う機能強化型として設置する。</u></p> <p>○<u>こころのふれあい交流サロンにおける相談支援の充実のための専門職の派遣</u> <u>こころのふれあい交流サロンにおける相談対応をバックアップし、適切にサービス利用につなげるための専門職を配置し、サロンに派遣する。</u></p>			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	訪問入浴サービス事業		
予 算 額	47,200千円 (充実16,000千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 障害のある方の入浴介護として、居宅介護（ヘルパー派遣）や生活介護（デイサービス）等のサービスがあるが、これらのサービスでは入浴が困難な寝たきり、易感染、医療的ケアが必要等の重度障害のある方に対しては、浴槽を搭載した車両で居宅を訪問し入浴介護を行う訪問入浴サービスを実施している。</p> <p>訪問入浴サービスについては、これまで18歳以上の方を対象に利用回数を原則月5回として実施していたが、利用者から対象年齢の引下げ及び回数の拡大を求める声があった。</p>			
<p>[事業概要] 訪問入浴サービスについて、平成26年4月から、<u>18歳以上としていた対象年齢を18歳未満にも拡大するとともに、利用回数の上限を原則月5回から月10回に拡大することにより、他の手段では入浴が困難な重度障害のある方の入浴機会の充実を図る。</u></p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	身体障害者社会参加促進事業(意思疎通支援事業)																										
予 算 額	78,698千円 (充実14,600千円)	新規・継続の別	継続																								
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠																								
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161)																										
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 障害者総合支援法の施行に伴い、障害者総合支援法第78条第1項に規定する地域生活支援事業として、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業」を都道府県及び政令指定都市が行うことが必要となったことから、該当事業を実施する。</p> <p>[事業概要] 新たに手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の養成事業及び盲ろう通訳介助員の派遣事業を実施することにより、聴覚・言語機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある方への支援の充実に努める。</p> <p>意思疎通支援事業の実施内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成25年度まで</th> <th>平成26年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">養成事業</td> <td style="text-align: center;">手話通訳者</td> <td style="text-align: center;">未実施 (※) <small>(奉仕員養成を実施)</small></td> <td style="text-align: center;">新規実施 <small>(奉仕員養成も継続)</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要約筆記者</td> <td style="text-align: center;">未実施 <small>(奉仕員養成を実施)</small></td> <td style="text-align: center;">新規実施 <small>(奉仕員養成は廃止)</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲ろう通訳介助員</td> <td style="text-align: center;">未実施 (※)</td> <td style="text-align: center;">新規実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">派遣事業</td> <td style="text-align: center;">手話通訳者</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">実施 (継続)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要約筆記者</td> <td style="text-align: center;">実施</td> <td style="text-align: center;">実施 (継続)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">盲ろう通訳介助員</td> <td style="text-align: center;">未実施 (※)</td> <td style="text-align: center;">新規実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 京都市内を含め、京都府で実施</p>						平成25年度まで	平成26年度以降	養成事業	手話通訳者	未実施 (※) <small>(奉仕員養成を実施)</small>	新規実施 <small>(奉仕員養成も継続)</small>	要約筆記者	未実施 <small>(奉仕員養成を実施)</small>	新規実施 <small>(奉仕員養成は廃止)</small>	盲ろう通訳介助員	未実施 (※)	新規実施	派遣事業	手話通訳者	実施	実施 (継続)	要約筆記者	実施	実施 (継続)	盲ろう通訳介助員	未実施 (※)	新規実施
		平成25年度まで	平成26年度以降																								
養成事業	手話通訳者	未実施 (※) <small>(奉仕員養成を実施)</small>	新規実施 <small>(奉仕員養成も継続)</small>																								
	要約筆記者	未実施 <small>(奉仕員養成を実施)</small>	新規実施 <small>(奉仕員養成は廃止)</small>																								
	盲ろう通訳介助員	未実施 (※)	新規実施																								
派遣事業	手話通訳者	実施	実施 (継続)																								
	要約筆記者	実施	実施 (継続)																								
	盲ろう通訳介助員	未実施 (※)	新規実施																								
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]																											

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	重度障害者等利用事業所支援事業		
予算額	81,900千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担当課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>障害のある方の高齢化により、今後更なる重度障害者等の増加が見込まれる。そのため、今後も重度障害者や視覚・聴覚言語機能障害者(以下「視覚障害者等」という。)を受け入れている事業所の利用枠の維持及び今後新たに受け入れる事業所の拡大を図ることが求められている。</p> <p>そこで、措置制度から支援費・自立支援制度への円滑な移行のため、経過的に実施してきた心身障害児者更生援護施設等運営費補助制度を見直す中で、新たに重度障害者や視覚障害者等の利用枠の確保・拡大とサービス水準の維持・向上を目的とした「重度障害者等利用事業所支援事業」を創設する。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 重度障害者補助</p> <p>重度障害者の利用が多く、かつ国が定める人員配置基準よりも多くの職員を配置している施設に対し、その基準を超えて配置している職員に係る人件費の一部を助成することにより、事業者を支援する。</p> <p>◆ 助成対象施設</p> <p>生活介護を実施している施設において、人員配置体制加算の基準を超えて職員配置している施設</p> <p>2 視覚・聴覚障害者等補助</p> <p>視覚障害者等の利用が多く、かつ視覚障害者等との意思疎通を図るための専門資格を有する職員を高い割合で配置している施設に対し、専門的支援に要する経費の一部を助成することにより、事業者を支援する。</p> <p>◆ 助成対象施設</p> <p>日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援、就労移行支援、自立訓練)を実施する事業所において、国が定める視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を算定し、利用者に占める視覚障害者等の割合が高く、視覚障害者等との意思疎通を図るための点字指導員や手話通訳等の専門資格を有する職員の割合が高い施設</p> <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

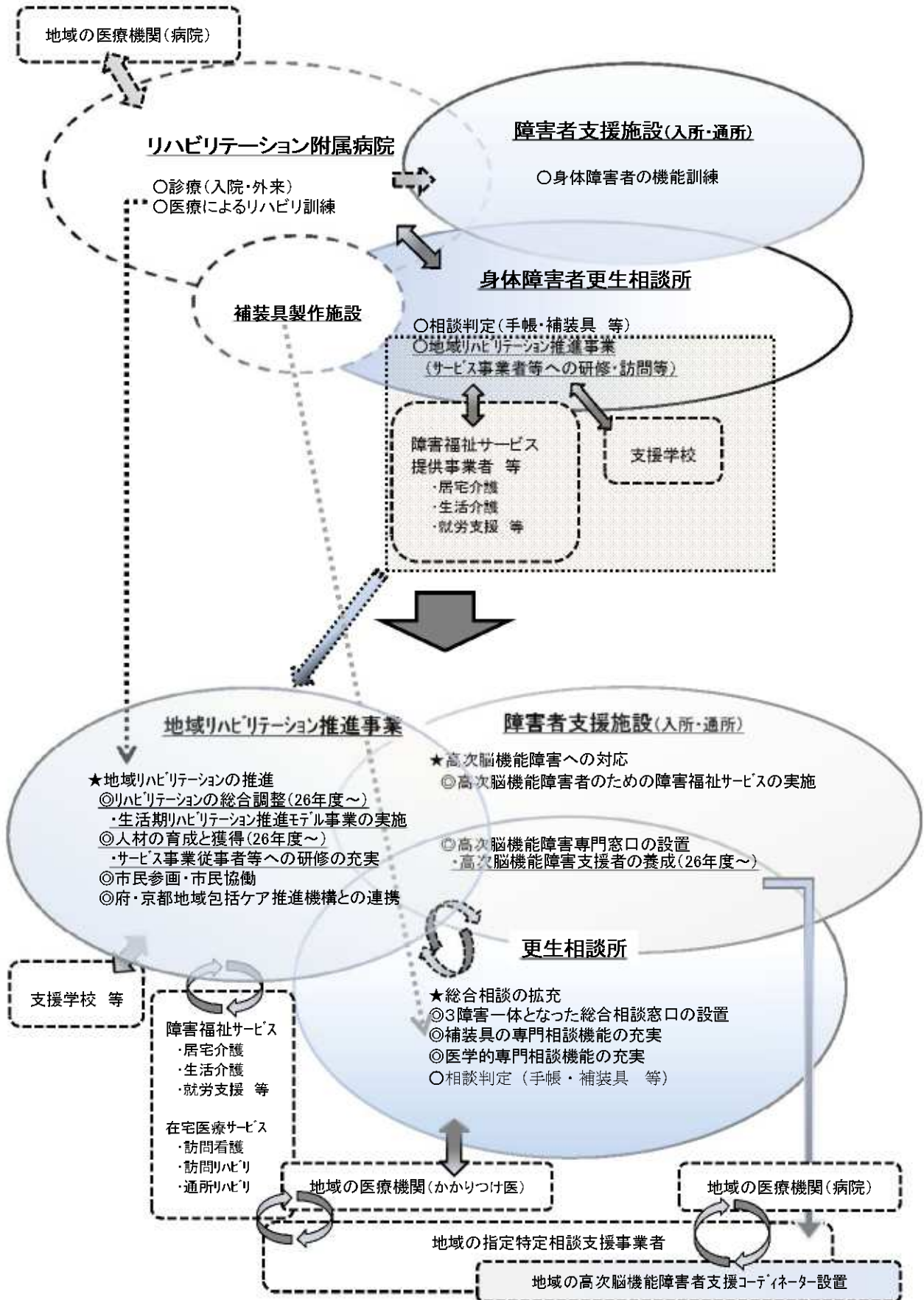
事務事業名	共同生活援助事業所整備助成		
予 算 額	83,400千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 介護を担ってきた家族の高齢化等の理由により、住まいの場となる障害福祉サービス事業所（共同生活援助）の利用ニーズが高くなっている。</p> <p>[事業概要] 障害福祉サービスのニーズに対応するため、社会福祉法人等が実施主体となっていく障害福祉サービス事業所の新設に対し、整備補助を行い、定員増を図る。</p> <p>新設 3箇所 「やましなの里グループホーム（仮称）」 定員 4人（短期入所2人併設） 場所 山科区勧修寺福岡町 「みやこグループホーム（仮称）」 定員 6人（短期入所1人併設） 場所 右京区西院上今田町 「父母の会グループホーム（仮称）」 定員 8人 場所 右京区西院西田町</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 現在の市内の施設数及び定員数を記載 市内グループホーム・ケアホーム事業所（平成25年12月1日現在） 施設数：90箇所 定 員：382人</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

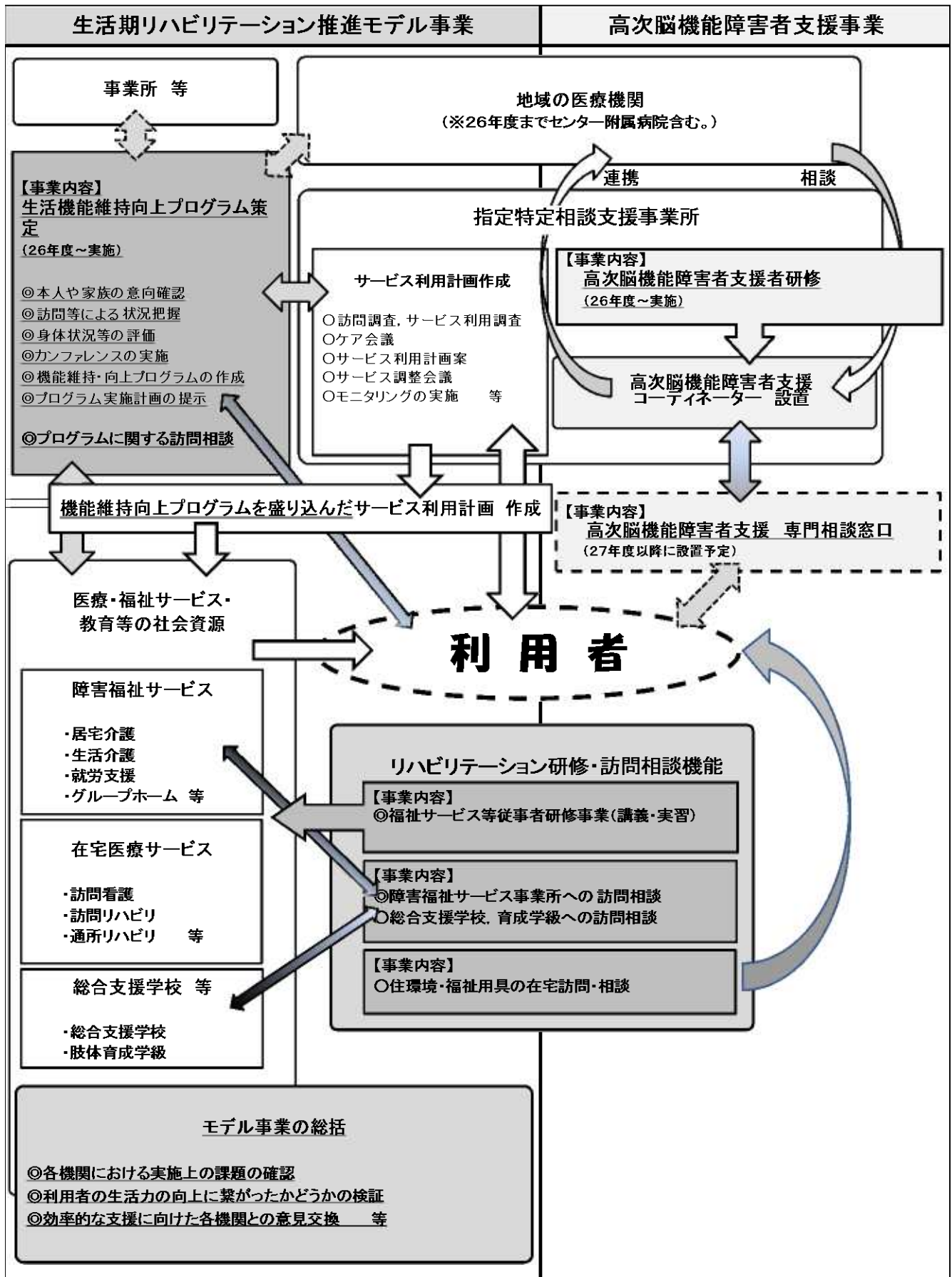
保健福祉局

事務事業名	地域リハビリテーション推進事業等の充実		
予算額	2,200千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担当課	身体障害者リハビリテーションセンター(823-1650)		
<p>[事業実施に至る経過・背景] 資料1参照</p> <p>本市においては、平成25年10月に「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」を策定し、今後のリハビリテーション行政の拠点として、3障害一体となった総合相談、障害・高齢を問わない地域リハビリテーションの推進及び高次脳機能障害のある方に特化した障害福祉サービスの提供に重点を置いた新たなセンターを整備することとしている。</p> <p>平成27年度以降における具体的な事業展開に向け、平成26年度は、その準備事業に取り組む。</p>			
<p>[事業概要] 資料2参照</p>			
<p>1 生活期リハビリテーションの充実に向けた取組</p> <p>障害のある方が、健康で自立した在宅生活を持続させるための環境が必ずしも十分に整備されていないことから、在宅生活における身体機能の維持・向上、社会参加の実現を促す生活期リハビリテーションの推進に向けた試行・検討を行う。</p> <p>(1) モデル事業の実施</p> <p>生活期リハビリテーションが円滑に実施できるように、障害のある方を対象に機能維持・向上プログラムを作成し、これを盛り込んだ在宅福祉サービスを事業者の協力のもと試行的に提供するとともに、その効果及び提供方法等を検討する。</p> <p>(2) 研修事業の充実</p> <p>在宅福祉サービスを提供する事業者等に対して、生活期リハビリテーションの理解が進むよう、これまで実施してきた研修の対象者の拡大や内容の充実を図る。</p>			
<p>2 高次脳機能障害者支援の充実に向けた取組</p> <p>当センターを中核として、地域の福祉サービス事業者や医療機関等とともに支援体制を構築していくための準備を行う。</p> <p>平成26年度は、先行都市の状況等を参考にして、専門相談窓口の体制について検討を行うとともに、地域の相談支援従事者等を対象にした高次脳機能障害のある方への支援の基礎知識及び手法に係る研修の実施や地域の相談支援機関等との連携体制の構築等、支援のための基盤づくりを行う。</p>			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

京都市のリハビリテーション行政の方向性 イメージ図



地域リハビリテーション推進事業等の充実 イメージ図



平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	医療機関と連携した自殺未遂者・ハイリスク者支援 モデル事業		
予 算 額	10,000千円 (充実1,000千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	障害保健福祉推進室(222-4161) こころの健康増進センター(314-0355)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>自殺未遂者が再び自殺を企図する可能性は、自殺未遂者以外の者に比べて著しく高いとされている。</p> <p>また、救急搬送された自殺未遂者の多くが、身体的なケアは施されるが、十分な精神科医療ケアや様々な要因を解消するための支援を受けずに退院しており、自殺対策の課題となっている。本市作成の各種計画においても、重点取組項目としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」 市民ぐるみで進める自殺総合対策の推進 ○「支えあうまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画）」 自殺対策の推進【重点取組】 ○「きょう いのち ほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画）」 自殺未遂者への支援と相談体制の整備 <p>[事業概要]</p> <p>医療機関では、自殺未遂者や慢性疾患、がん、難病等の重篤な疾患に罹患している患者などは自殺のリスクが高く、治療と並行して精神面の特別な配慮が必要となることが多い。医療現場で活用できる、自殺ハイリスク者への支援方法を検討するため、<u>1箇所の医療機関を選定し、モデル事業を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①研修、サポートチームを作るための事例検討会、ワーキンググループの開設等 ②ハイリスク者の調査 ③ハイリスク者を見つけるためのチェックシートやマニュアル作成等 			

[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

(山口県) 実施経費：2,255 千円 (平成 24 年度)

「自殺未遂者支援事業～自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために～」 (平成 23 年度から実施)

医療機関 (1 箇所) との連携により、県内における未遂者支援の取組拡大、地域の特性に応じた支援体制整備をめざして課題の整理等を行う、モデル的取組として実施。自殺未遂者の退院後 (帰宅後) 早期にかかわり、相談支援、訪問など具体的な支援を行う。随時、事例検討会による支援方針等の検討。

(鹿児島県) 実施経費：2,364 千円 (平成 24 年度)

「自殺未遂者精神科受診促進モデル事業～こころの健康支援事業～」 (平成 23 年度から実施)

救急救命センターへ搬送された自殺未遂者に対し、精神科受診等を勧める必要があると判断される患者等に対し、精神科受診勧奨等を行う「こころの健康支援員」を派遣し、自殺未遂者への支援を行うことにより、自殺の再発防止を図る。

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	うつ病の方のためのデイ・ケアの実施		
予 算 額	9,570千円 (充実1,306千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	こころの健康増進センター デイ・ケア課(314-0510)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] こころの健康増進センターにおいては、平成18年度から、統合失調症の方の就労支援に特化した医学的リハビリテーションである「就労準備デイ・ケア」を実施している（平成17年度に試行実施のうえ実施）。</p> <p>平成26年度は、近年、うつ病の罹患者数が増え続けていることから、これまでの就労準備デイ・ケアに加え、新たにうつ病の方を対象に、症状改善と就職・復職の準備性を高めるデイ・ケアを実施する。</p> <p>* 現在、平成26年1月～3月の間において、試行実施中である。 * 統合失調症の方の就労準備デイ・ケアは、これまでどおり継続する。</p> <p>[事業概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象者：うつ病の診断で医療機関に通院加療中であり、就職、復職を希望している60歳までの方 * 休職期間満了後の方も利用の対象とする。 * その他、適否についてはこころの健康増進センターにおいて決定する。 2 利用期間：6箇月を1期間とする（継続の利用可。ただし最長3年間）。 3 定 員：10名程度 4 実施日時：週4日（月・火・木・金曜日）午前9時30分～午後3時30分 5 内 容：国の定める精神科専門療法・精神科デイ・ケア（大規模なもの）の施設基準において、各種の就労支援プログラムを実施する。 6 費 用：利用者負担（国の定める診療報酬制度により算出する。各種健康保険、自立支援医療制度利用可） 7 申込方法：電話にて問合せ（こころの健康増進センターデイ・ケア課） 			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）] 休職期間中のうつ病の方の復職支援（リワーク）は、京都障害者職業センターや市内の医療法人等で実施され効果をあげているが、休職期間満了後のうつ病の方を対象とした就職・復職のためのリハビリテーション（精神科デイ・ケア）は、京都府下及び近隣地域（通所圏内）においては公営、民営ともに現在実施されておらず、この度の取組が初めてとなる。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	生活困窮者に対する相談支援体制の充実強化		
予 算 額	16,996千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠 局配分枠
担 当 課	生活福祉部 地域福祉課(251-1175)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 本市においては、これまでから生活困窮者からの生活相談に対し、福祉事務所に配置する専任の面接員が、本人の状態に応じ福祉制度の活用や地域の社会資源の活用など、懇切丁寧な対応に努めてきたところである。 平成26年度は、平成27年度(平成27年4月)から施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう包括的かつ継続的な相談支援体制を構築していく必要があるため、市内1箇所の福祉事務所において、モデル的に現行の面接体制を再編し、生活困窮者に対して相談支援の充実強化を図る。</p> <p>[事業概要] 市内1箇所の福祉事務所(実施個所については現在検討中)において、生活保護相談面接窓口を生活困窮者のための総合相談窓口として位置付け、新たに相談支援員を配置する等、試行的に相談支援体制を充実強化し、併せて生活困窮者支援の制度化に向けた実態把握と課題検証等を行っていく。 なお、本事業は国における「生活困窮者自立促進支援モデル事業」として位置付けて実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談者のうち、失業を中心とした複合的な課題等を抱え、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがあり、伴走型支援による就労支援等が必要と思われる者 ・生活保護が廃止となった者のうち、再び生活保護に至るおそれが高い者 <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)] ＜生活困窮者自立促進支援モデル事業について＞ 平成25年度は、68自治体(うち政令市は10都市)が本事業を実施(予定含む)</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	地域支援・生活支援の強化・推進		
予 算 額	16,300千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	生活福祉部 地域福祉課(251-1175)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 単身世帯の増加をはじめとする家族構成の変化や、地域コミュニティの希薄化といった社会状況の下、家族の絆や地域における人と人とのつながりが乏しくなり、虐待や孤立死をはじめ、様々な生活上の問題の引き金となる「社会的孤立」に陥りやすい環境が広がっている。</p> <p>また、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、対応する公的制度がない、判断能力が不十分で利用できる窓口やサービスにたどり着けない、又はひきこもりや、支援拒否などといった現行の施策・制度では対応が困難な問題が生じている。</p> <p>さらには、複合的な課題がある世帯に対し、必要な公的サービスが総合的に提供されないことにより、支援や課題解決につながらないという問題もある。</p>			
<p>[事業概要] 地域の自助努力だけでは対応が難しい「ごみ屋敷」等の問題に対し、行政等の様々な関係機関と地域の様々な組織とが連携・協働を行いながら、支援を必要とする方に寄り添い、適切な支援に結び付ける福祉の専門職（支援員）を配置し、地域や様々な専門機関が持つ力を結集させ、福祉的な課題への支援機能を強化していく。</p> <p>平成26年度においては、京都市社会福祉協議会に3名を試行的に配置し、地域において支援活動に取り組む中で、ニーズの把握、効果測定等を行う。</p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）] （福祉の専門職（支援員）を配置済みの政令指定都市） 仙台市、千葉市、新潟市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	チャレンジ就労体験事業		
予 算 額	22,300千円	新規・継続の別	継続
	(充実8,900千円)	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	生活福祉部 地域福祉課(251-1175)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>生活保護受給者の中には、厳しい雇用情勢の下、離職期間の長期化等により就労意欲・自尊意識が低下している者や、社会生活・日常生活の基盤が確立できていない者など、直ちに一般就労が困難であり、就労に向けた段階的な支援を必要とする者が少なくない。</p> <p>また、様々な理由で就労が困難となる等、社会参加の機会が減少し、社会的な居場所を失った者に対する社会参加、社会復帰に向けた支援も求められている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成25年7月から「チャレンジ就労体験事業」を実施し、こういった者を対象に就労体験や社会参加の機会を提供している。</p> <p>平成26年度においては、より多くの支援対象者に本事業を利用していただくことにより、自立への支援を推進するため、対象人数及び就労体験の場を拡充し、支援の充実を図る。</p>			
<p>〔事業概要〕</p> <p>○対象者</p> <p>稼働能力はあるものの、離職期間の長期化等により就労意欲・自尊意識が低下している者など、直ちに一般就労が困難であり、社会復帰に向けた段階的な支援が必要な保護受給者や、社会的な居場所を失った保護受給者。<u>対象人数について、平成26年度は60人から120人に拡充する。</u></p> <p>○事業内容・目的</p> <p>就労体験ができる場を提供することにより、それぞれの自立目標（経済的自立、社会生活自立、日常生活自立）に向けた支援を行い、自立の助長を図る。</p> <p>○実施手法</p> <p>保護受給者の就労体験先の開拓や、保護受給者と就労体験先とのコーディネート等の業務を民間団体への委託により実施する。</p>			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <p>就労体験による日常生活リズムの確立、自尊意識の回復、就労意欲の喚起や向上等、就労自立に向けたステップアップの効果や、就労体験を通じた居場所の確保など社会生活自立の助長といった効果が期待できる。</p> <p>（他都市での実施状況）</p> <p>京都府、釧路市、札幌市、千葉市、相模原市等において同様の事業を実施。なお、府市間において、双方の事業が対象者とする層や就労体験の内容等について調整し、双方の事業の効果がそれぞれ最大限発揮されるよう連携を図る。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	高校進学・修学支援金支給事業		
予算額	538,099千円 (充実36,094千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担当課	生活福祉部 地域福祉課(251-1175)		

[事業実施に至る経過・背景など]

本事業は、平成22年度に「京都市教育扶助資金給付事業」(昭和26年度開始)から移行し、一部に京都府の事業を取り入れて、府市協調事業として実施している。

国において、高校授業料無償化制度の見直しと合わせ、平成26年度から高校生向けの給付型奨学金が創設されることに伴い、本事業を再構築し、本市独自で、入学準備のための助成である「入学支度金」の支給対象を拡大する。

[事業概要]


【入学支度金】

○支給対象

これまで、市民税非課税世帯のうち母子世帯や父子世帯等の一部の世帯に限っていた支給対象者を、全ての市民税非課税世帯に拡大する。

○支給金額

世帯区分	学校課程		支給金額
生活保護受給世帯	私立	全日制	110,000円
		定時制	69,000円

市民税非課税世帯 (母子, 父子, 児童, 障害者, 長期療養者世帯)  全ての市民税 非課税世帯に拡大	国公立	全日制・定時制・高専	63,000円
	私立	全日制	178,000円
		定時制	137,000円
	通信制		45,000円

【学用品購入等助成金】

○支給対象

市民税非課税世帯(※生活保護受給世帯を除く。)

○支給金額

国が創設する高校生向けの給付型奨学金(都道府県実施事業)の対象となる新1年生については、本市制度との差額(6,000円~116,200円)を支給することにより現行支給水準を維持する。

新2・3年生については経過措置として従来どおりの144,000円を支給する。

[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

他の政令指定都市における高校入学時の奨学金制度の実施状況(平成25年度)

給付型 5都市(本市含む) 貸与型 5都市 なし 10都市

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	臨時福祉給付金支給事業			
予算額	5,417,000千円	新規・継続の別	新規	
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠	
担当課	生活福祉部 地域福祉課(251-1175)			
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 平成25年10月1日に閣議決定された、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」に基づき、「簡素な給付措置」として「臨時福祉給付金」が支給されることとなった。</p> <p>〔事業概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 趣旨 平成26年4月からの消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、給付金を支給するもの ○ 実施方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体 市町村(国庫補助10分の10) ○ 基準日及び支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日 平成26年1月1日 ・ 支給対象者 基準日において以下の条件を満たしたもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の住民基本台帳に記録されている者 ・ 平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く。) ・ ただし、生活保護制度の被保護者等を除く。 </td> </tr> </table> ○ 支給額 消費税率の引上げによる1年半分(※)の食料品の支出額の増加分を参考に、支給対象者一人につき1万円を支給する。(※消費税率8%である期間(平成26年4月～平成27年9月)) ○ 加算措置 平成26年4月からの消費税率引上げに加え、同月の年金の特例水準解消等を考慮し、支給対象者のうち老齢基礎年金受給者等については、一人につき5千円を加算する。 ○ 支給方法(予定) 対象者に申請書を送付したうえで、郵送により申請受付(8～9月頃予定)。給付金は口座振込を予定。 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の住民基本台帳に記録されている者 ・ 平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く。) ・ ただし、生活保護制度の被保護者等を除く。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の住民基本台帳に記録されている者 ・ 平成26年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く。) ・ ただし、生活保護制度の被保護者等を除く。 				
<p>〔参 考(他都市の状況・事業効果など)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全市町村において同様の事業を実施 ○ 京都市対象者数(見込) 約38万7千人(加算措置対象者数 約17万9千人) 				

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	京都市国民健康保険事業		
予 算 額	152,750,000 千円	新規・継続の別	継続
	(国保特別会計の予算規模)	政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	—
担 当 課	生活福祉部 保険年金課(213-5861)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市の国民健康保険においては、医療費の伸びに伴い、被保険者の保険料負担が限界に達しつつある。</p> <p>こうした現状を踏まえて、平成26年度は、後発医薬品(ジェネリック医薬品) 差額通知の取組などによる経費の節減と保険料最高限度額の引上げ、前期高齢者交付金の増加見込などに加え、本市の厳しい財政状況の中、前年度と同額の76億7千7百万円の一般会計繰入金(財政支援分)を確保することにより、保険料率を前年度と同率に据え置く。</p> <p>保険料最高限度額の引上げについては、国の基準改定に合わせて、後期高齢者支援分・介護分の最高限度額を16万円・14万円に引き上げることで、中間所得者層の負担軽減を図る。</p> <p>これにより、被保険者の所得が前年度と同額なら保険料も同額となる(ただし、上記の基準改定の影響を受けるものを除く)ため、被保険者にとって分かりやすい保険料の設定となる。</p> <p><一人当たり平均保険料(医療分+後期高齢者支援分+介護分)> 25年度 101,421円 ⇒ 26年度 100,981円</p> <p>[事業概要]</p> <p>○平成26年度京都市国民健康保険料について、以下のとおりとする。 (医療分保険料)</p>			
		25年度予算	26年度予算(案)
料 率	世帯別平等割	19,330円	19,330円
	被保険者均等割	26,270円	26,270円
	所得割	(基準総所得金額)× 8.99/100	(基準総所得金額)× 8.99/100
1人当たり平均保険料		60,999円	60,469円
最高限度額		51万円	51万円

(後期高齢者支援分保険料)

		25年度予算	26年度予算(案)
料率	世帯別平等割	6,040円	6,040円
	被保険者均等割	8,210円	8,210円
	所得割	(基準総所得金額)× 2.93/100	(基準総所得金額)× 2.93/100
1人当たり平均保険料		19,004円	19,093円
最高限度額		14万円	16万円

(介護分保険料)

		25年度予算	26年度予算(案)
料率	世帯別平等割	4,970円	4,970円
	被保険者均等割	9,260円	9,260円
	所得割	(基準総所得金額)× 2.76/100	(基準総所得金額)× 2.76/100
1人当たり平均保険料		21,418円	21,419円
最高限度額		12万円	14万円

[参考(他都市の状況・事業効果など)]

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	子育て世帯臨時特例給付金支給事業		
予 算 額	1,528,000 千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	子育て支援部 児童家庭課(251-2380)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づき、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」が実施されることとなった。 なお、当該給付金については、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金〈簡素な給付措置〉と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものとされている。</p> <p>[事業概要] 平成26年4月からの消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施方式 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体 市町村（国庫補助10分の10） ○ 基準日及び支給対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日 平成26年1月1日 ・ 支給対象者 基準日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者 ・ 対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の給付対象者及び生活保護の被保護者等を除く。 ○ 支給額 臨時福祉給付金の金額を参考に、対象児童一人につき1万円を支給する。 ○ 支給方法（予定） 支給対象者に申請書を送付したうえで、郵送により申請受付。給付金は口座振込を予定。 <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全市町村において同様の事業を実施 ○ 京都市対象者数（見込）約13万2千人 			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転再整備等		
予算額	139,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担当課	子育て支援部 児童家庭課(251-2380)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>公設公営で運営している情緒障害児短期治療施設「青葉寮」については、施設が狭隘となり、適切な処遇に必要な生活空間が十分に確保できないなど、子どもの情緒面での発達を保障するためには様々な課題があることから、「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」（平成22年6月策定）において、民設民営による移転再整備を検討することとしている。</p> <p>（青葉寮に係るこれまでの検討経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新「京・子どもいきいきプラン」（平成17年2月） 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の再整備の検討 ○「京都市未来子どもプラン」（平成22年3月） 情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転・再整備の検討 ○「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」（平成22年6月） 民設民営による移転・再整備の検討 <p>※ 「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」（平成21年11月京都市社会福祉審議会福祉施策のあり方検討専門分科会）を踏まえて策定</p> <p>[事業概要]</p> <p>公募により選定した移転再整備事業実施法人である、社会福祉法人京都社会事業財団に対し、同事業に係る費用の一部を助成する。</p> <p>なお、同法人が運営し、築33年が経過している児童養護施設「つばさ園」についても、情緒障害児短期治療施設との合築施設として併せて改築し、国及び本市が推進する小規模グループケア化を行う。</p> <p>また、必要に応じた職員の兼職や設備の兼用等により効率的な運営を行う一方で、児童指導員等の直接児童の処遇に関わる職員については基準を上回る配置とすることや、職員の相互協力体制の確保など、両施設の緊密な連携を図ることにより、一層の児童処遇の向上を図る。</p> <p>整備予定地：西京区山田平尾町 実施主体：社会福祉法人 京都社会事業財団 整備工期：平成26年度～27年度 開設時期：平成28年4月（予定）</p> <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>平成25年4月1日現在、全国38箇所の情緒障害児短期治療施設のうち、34箇所が民営（うち、民設28箇所）である。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)の充実																								
予 算 額	145,312千円 (充実5,700千円)	新規・継続の別	継続																						
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠																						
担 当 課	子育て支援部 児童家庭課(251-2380)																								
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 平成22年3月に策定した「京都市未来子どもプラン」においては、「次世代をはぐくむすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり」を主要な項目に掲げている。 子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)については、平成26年度までに、35箇所へ拡充することを目標としており、新たに3箇所開設することによって目標を達成する。</p> <p>[事業概要] 平成26年度は、新たに3箇所を開設し、全市35箇所で開催する。 3箇所の新規開設により、「京都市未来子どもプラン」(計画年次：平成22年度～平成26年度)において、数値目標設定事業として掲げた、実施箇所20箇所から35箇所への拡充を達成する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て親子の交流, 集いの場の提供 ・ 保育士OBや育児経験者等からなる「子育てアドバイザー」による相談 ・ 子育て関連情報の提供 ・ 地域の子育て親子の交流を促進するための事業, 子育て講習会の開催など <p>(設置箇所) 平成26年1月末現在 30箇所</p> <table border="1"> <tr> <td>北</td> <td>上京</td> <td>左京</td> <td>中京</td> <td>東山</td> <td>山科</td> <td>下京</td> <td>南</td> <td>右京</td> <td>西京</td> <td>伏見</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>※ 平成26年1月, 右京区京北に1箇所開設。また, 平成26年3月末までに, 2箇所開設予定。</p>				北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見	2	3	3	1	1	3	2	1	4	4	6
北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見															
2	3	3	1	1	3	2	1	4	4	6															
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]																									

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	児童養護施設退所児童等進学支援事業		
予 算 額	1,500千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	子育て支援部 児童家庭課(251-2380)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>本市では、これまでから、児童養護施設を退所した児童等に対する自立支援について積極的に取り組んでおり、退所した児童の就学・就労を支援する退所児童自立定着促進事業や、自ら居宅を確保できない児童に対して居宅を確保する退所児童自立拠点確保事業を、本市の独自事業として実施している。</p> <p>一方、いまだ児童養護施設出身者の大学等への進学率は低く（約20%）、中退率は高い（約20%）状況にあるため、児童養護施設に入所している高校等の卒業を控えた児童が、経済的な理由で進学を諦めることがないよう、また、大学等へ進学後、学費が支払えず中退することがないよう、進学児童に対する支援を新たに実施する。</p> <p>[事業概要]</p> <p>児童養護施設を退所し、家族からの援助がなく進学した児童等に対して、学費の一部を助成する。</p> <p>○対象者 次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設を退所した児童又は里親への委託を解除された児童 ・家族等からの経済的援助がなく、自ら生計を立てている大学等の3～4年生 ・施設長等が支援することを必要と認める児童 <p>○助成額 年間学費（各種免除後）×50% （上限360千円/人・年）</p> <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>児童養護施設を退所した児童等の進学に係る継続的な支援について、政令指定都市では、唯一、横浜市において、就労に必要な資格を取得できること等を要件として、生活資金及び学費や書籍代等の一時金を支給する事業を実施している。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	子育て支援情報発信の充実(スマホアプリの作成)		
予 算 額	6,200千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	子育て支援部 児童家庭課(251-2380)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>スマートフォン(スマホ)の利用は、平成26年度末には、携帯電話端末の総契約件数(約1億2千万件:社団法人電気通信事業協会調べ)の半数以上になるとも言われており、急速な普及の背景には、インターネットのホームページを閲覧する機能の活用や、様々なサービスを提供しているアプリの充実が挙げられる。</p> <p>本市においても、更なる市民サービスの向上のため、情報発信・行政サービスを推進するに当たり、アプリを積極的に活用することとしている(京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン参照)。</p> <p>[事業概要]</p> <p>スマホ普及率の高い子育て世代に向けたアプリを作成することで、より利便性を高めた子育て関連の情報発信を行い、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境を整備する。また、子育て支援施策の積極的な利用を促すことで、児童虐待の未然防止にもつなげる。</p> <p><アプリの主な機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって必要な子育て支援情報を、登録区分(地域別、子どもの年齢別など)に応じてリアルタイムでお知らせする配信機能 ・ベビーベッド、子ども用トイレ、おむつ替えスペースなどを備えた子育て支援施設のマップ機能(ナビゲーション機能付き) ・子育て中の家庭のお出かけを支援する民間の集客施設や商業施設の紹介機能 ・「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践活動を紹介する機能 ・子どもの身長、体重、写真等を記録することができる「子育て日記」機能 <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	民間保育所整備助成		
予 算 額	1,236,900千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	子育て支援部 保育課(251-2390)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市では、国の補助金を積極的に活用して保育園の新設や施設の老朽対応・耐震化対策を含めた増改築等の保育所整備等を実施することにより、あらゆる機会を通じて受入定員の拡大を図り、待機児童対策を推進している。</p> <p>[事業概要]</p> <p>平成26年度は、保育需要の増加が見込まれる地域において、保育園の新設、既設保育園の増改築を行い保育所定員の拡大を図るとともに、耐震性能が不足する施設について耐震化を行い、<u>595名（うち27年4月開所565名、28年4月開所30名）の定員増を確保する（別紙参照）。</u></p>			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			

(別紙)

施設名	内容	所在地	施設概要	定員
金嶺会第二保育園 (仮称)	新設	左京区岩倉幡 枝町	鉄筋コンクリート造 2階建て, 約 578 m ²	90名
夢工房保育園 (仮称)	新設	左京区下鴨東 高木町	鉄筋コンクリート造 2階建て, 約 773 m ²	90名
天神川保育園 (仮称)	新設	右京区太秦安 井二条裏町	鉄骨造2階建て, 約 908 m ²	90名
洛北幼稚園	老朽改築, 定員増	北区小山西元 町	鉄筋コンクリート造 2階建て, 約 841 m ²	90名 (30名増) *28年度当初
上賀茂保育園	老朽改築, 定員増	北区上賀茂池 殿町	鉄骨造2階建て, 約 374 m ²	190名 (60名増)
池坊保育園	増築	下京区室町通 四条下る鶏鉾 町	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨増5階建て (2階部分), 約 441 m ²	110名 (50名増)
わかば園	老朽改築, 定員増【継続】	上京区東三本 木通丸太町上 る上之町	鉄骨造3階建て, 約 1,186 m ²	170名 (30名増)
松ヶ崎保育園	老朽改築, 定員増【継続】	左京区松ヶ崎 堀町	木造2階建て, 約 680 m ²	90名 (30名増)
百萬遍保育園	老朽改築, 定員増【継続】	左京区田中門 前町	鉄骨造2階建て, 約 921 m ²	170名 (60名増)
なかとみ保育園	老朽改築, 定員増【継続】	山科区西野山 中臣町	鉄骨造2階建て, 約 984 m ²	95名 (5名増)
石原保育園	老朽改築, 定員増【継続】	南区吉祥院石 原南町	鉄筋コンクリート造 2階建て, 約 910 m ²	120名 (30名増)
西福寺幼稚園	老朽改築, 定員増【継続】	伏見区深草大 亀谷西寺町	鉄筋コンクリート造 2階建て, 約 1,379 m ²	150名 (30名増)

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	昼間里親運営委託事業の拡充		
予 算 額	592,191千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠 局配分枠
担 当 課	子育て支援部 保育課(251-2390)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 京都市では、待機児童対策の推進として、保育所整備を行うとともに昼間里親の新規開設を行っている。</p> <p>〔事業概要〕 待機児童解消のため、保育需要の増加が見込まれる地域において、新たに昼間里親を5箇所増設する。また、平成21年度から賃貸物件により保育を実施している昼間里親に対し、子ども子育て支援新制度の開始前の平成26年度に限り、家賃補助を実施する。</p> <p>○昼間里親箇所数 〔平成25年度〕 計41箇所 → 〔平成26年度〕 計46箇所</p> <p>○家賃補助内容 家庭的保育者1人当たり80,000円を上限に補助を実施</p> <p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市において、家庭的保育を実施している</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実		
予 算 額	681,226千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠 局配分
担 当 課	子育て支援部 保育課(251-2390)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>近年、共働き世帯が増加するとともに、就労形態が多様化する中、長時間保育や一時的な保育など多様な保育サービスが求められており、京都市ではこれまでから子育て支援の充実に向けた様々な取組を進めている。</p> <p>平成26年度は、更なる保育サービスの充実に向けて、延長保育、休日保育及び病児・病後児保育事業の実施箇所を拡大する。</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>1 延長保育<604,610千円>延長保育の実施箇所を拡大(3箇所増)する。3箇所の新規開設により、「京都市未来こどもプラン」(計画年次：平成22年度～平成26年度)において、数値目標設定事業として掲げた、実施箇所179箇所から195箇所への拡充を達成する。</p> <p>〔平成25年度〕 <u>計192箇所(公営13箇所、民営179箇所)</u> (昼間185箇所、夜間7箇所)</p> <p>〔平成26年度〕 <u>計195箇所(公営13箇所、民営182箇所)</u> (昼間187箇所、夜間8箇所)</p> <p>※延長保育…1日11時間の保育時間を超える保育</p> <p>2 休日保育<16,362千円>休日保育の実施箇所を拡大(1箇所増)する。1箇所の新規開設により、「京都市未来こどもプラン」(計画年次：平成22年度～平成26年度)において、数値目標設定事業として掲げた、実施箇所5箇所から7箇所への拡充を達成する。</p> <p>〔平成25年度〕 <u>計6箇所(公営1箇所、民営5箇所)</u></p> <p>〔平成26年度〕 <u>計7箇所(公営1箇所、民営6箇所)</u></p> <p>※休日保育…保護者の就労等により、日曜・祝日等の家庭で保育ができない場合の保育</p> <p>3 病児・病後児保育事業<65,054千円></p> <p>新たに病児保育(病後児併設型)を1箇所で実施する。</p> <p>※病児・病後児保育…子どもが病氣中又は病氣回復期に自宅での保育が困難な場合、医療機関において行われる一時的な保育</p> <p>〔平成25年度〕 <u>病児病後児併設型3箇所、病後児保育3箇所</u></p> <p>〔平成26年度〕 <u>病児病後児併設型4箇所、病後児保育3箇所</u></p> <p>〔参 考 (他都市の状況・事業効果など)〕</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	民間保育所耐震改修助成		
予 算 額	243,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	子育て支援部 保育課(251-2390)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 民営保育園の耐震化については、これまでから積極的に取り組んできたが、より計画的に耐震化を進め、地震災害に対して安心・安全な施設とするため、平成25年9月に「京都市民営保育園耐震化計画」を策定した。 本計画においては、各施設における耐震化の取組を支援するため、社会福祉法人立の施設に対する本市独自の耐震改修助成制度を新たに創設し、京都市子育て支援事業基金も活用し、事業者負担の軽減を図る。</p> <p>〔事業概要〕 耐震診断の受診、補強計画・補強設計の実施等を経て、耐震改修を実施する社会福祉法人に対して、「京都市民営保育園耐震化計画」に基づき、助成を行う。</p> <p>＜助成内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準額： 耐震改修に必要な費用推計を踏まえ、建物構造と耐震性能の指標に応じて定めた補助単価に補助対象面積を乗じて得た額と、耐震改修に要した費用を比較して少ない方の額 ・補 助 率： 本市負担割合を10%かさ上げし、事業者負担割合を25%から15%に軽減（平成26年～30年を集中取組期間として実施。平成31年～33年は軽減率を逡減予定） ・助成箇所数： 10箇所分 			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <p>○民営保育園の耐震化率</p> <p>本 市：50.4%（平成25年4月1日時点）</p> <p>全国平均：76.4%（平成24年4月1日時点）</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	保育士等人材確保事業の充実		
予 算 額	6,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	子育て支援部 保育課(251-2390)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>待機児童対策の推進のためには、保育所の整備だけでなく、保育の担い手である保育士等の確保が極めて重要であるため、積極的に取り組む必要がある。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 保育士・保育所支援センターの開設</p> <p>保育士・保育所支援センターにおいて、保育所に関する採用募集状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に対し保育士資格を有するが、現在保育士として就労していない潜在保育士の活用に関する助言等を実施する。</p> <p>また、保育所に勤務する保育士の相談や保育士資格の取得希望者からの相談等にも対応する。</p> <p>2 就業継続支援研修・潜在保育士再就業支援研修の実施</p> <p>(1) 就業継続支援研修</p> <p>主に、施設長等の管理者に対する人事管理及び職場環境改善についての研修、新人保育士に対する期待と現実とのギャップや負担の大きい業務についての研修、また新人保育士の育成者に対する研修等を実施し、保育士が継続して就労できるように支援する。</p> <p>(2) 潜在保育士の再就職を支援する研修</p> <p>保育所等への再就職を希望する潜在保育士に対する、保育所での体験実習を含んだ現場復帰に必要な研修や、施設長等の管理者に対する潜在保育士の受入れに当たっての留意点及び改善点の研修・指導を実施する。</p> <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p> <p>○他の政令市における保育士・保健所支援センターの設置状況 大阪市、堺市、神戸市、福岡市、熊本市では、平成25年度に設置済み</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	介護基盤整備助成		
予 算 額	1,135,100千円	新規・継続の別	新規・継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	長寿社会部 長寿福祉課(251-1106)		

[事業実施に至る経過・背景など]

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが連携し、包括的な支援を行う「地域包括ケア」を推進するための介護基盤整備を行い、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち京都」をつくる。

そのため、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とする第5期京都市民長寿すこやかプランにおいて、特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームについて下記の整備目標を定め、施設整備を計画的に推進している。

なお、平成27年度以降の整備目標については、平成26年度中に策定することとしているが、大規模施設については竣工まで時間を要するため、暫定目標数（広域型特別養護老人ホームについては平成27年度110人分）を定め先行して整備を進めている。

※ 平成25・26年度の実績数は見込み数（平成25年12月31日時点）（単位：人）

施設種別		24年度	25年度	26年度
特別養護老人ホーム	整備目標	5,085	5,233	5,536
	うち当該年度分	185	148	303
	実績	5,085 (100.0%)	5,291 (101.1%)	5,517 (99.7%)
	うち当該年度分	185	206	226
認知症高齢者グループホーム	整備目標	1,225	1,486	1,756
	うち当該年度分	304	261	270
	実績	1,077 (87.9%)	1,374 (92.5%)	1,705 (97.1%)
	うち当該年度分	156	297	331

※ 小規模多機能型居宅介護拠点については、整備目標数は定めていないものの、日常生活圏域ごとに1箇所以上の設置数となるよう整備を推進している。

※ プランには、この他、介護老人保健施設等の整備目標数を定めている。

[事業概要]

平成26年度は、広域型特別養護老人ホーム（定員：275人）に加え、小規模な地域密着型特別養護老人ホーム（定員：97人）や、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービス拠点の整備を市内15箇所（施設数では23箇所）で進める。
(別紙参照)

[参 考（他都市の状況・事業効果など）]

「第5期京都市民長寿すこやかプラン」（平成24～26年度）における特別養護老人ホーム整備状況

26年度末目標5,536人分に対し、5,692人分の予算を確保

(別紙)

助成区分	新規/継続	施設名称	定員	場所
広域型特別養護老人ホーム建設助成	新規	「船岡寮（仮称）」	65人（養護老人ホーム50人、短期入所9人併設）	中京区西ノ京新建町
		「深草しみずの里（仮称）」	110人（短期入所10人併設）	伏見区深草越後屋敷町
	継続	「第2市原寮（仮称）」	100人	左京区静市市原町
地域密着型特別養護老人ホーム建設助成	新規	「松尾特別養護老人ホーム（仮称）」	29人	西京区松室吾田神町
		「アムールうずまさサテライト（仮称）」	29人（短期入所10人併設）	右京区太秦一ノ井町
	継続	「宝生苑（仮称）」	29人（小規模多機能型居宅介護拠点・認知症高齢者グループホーム27人併設）	伏見区桃山町山ノ下
		「はやま（仮称）」	10人	伏見区醍醐下端山町
小規模多機能型居宅介護拠点建設助成	新規	「ガーデンハウス西賀茂」（移転新築）	—	北区西賀茂南大栗町
		「長啓会京都北山の家（仮称）」	（認知症高齢者グループホーム18人併設）	北区鷹峯光悦町
		「長啓会京都左京の家（仮称）」	（認知症高齢者グループホーム18人併設）	左京区静市市原町
		「清怜会京都久世の家（仮称）」	（認知症高齢者グループホーム18人併設）	南区久世殿城町
		「洛和グループホーム・小規模多機能サービス中久世（仮称）」	（認知症高齢者グループホーム18人併設）	南区久世中久世町
		「走和の郷（仮称）」	（認知症高齢者グループホーム25人併設）	右京区梅津石灘町
	継続	「地域密着型ケアセンターいまぐまの（仮称）」	（認知症高齢者グループホーム18人併設）	東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町
		「宝生苑（仮称）」	（地域密着型特別養護老人ホーム29人・認知症高齢者グループホーム27人併設）	伏見区桃山町山ノ下
認知症高齢者グループホーム建設助成	新規	「長啓会京都北山の家（仮称）」	18人（小規模多機能型居宅介護拠点併設）	北区鷹峯光悦町
		「長啓会京都左京の家（仮称）」	18人（小規模多機能型居宅介護拠点併設）	左京区静市市原町
		「清怜会京都久世の家（仮称）」	18人（小規模多機能型居宅介護拠点併設）	南区久世殿城町
		「洛和グループホーム・小規模多機能サービス中久世（仮称）」	18人（小規模多機能型居宅介護拠点併設）	南区久世中久世町
		「走和の郷（仮称）」	25人（小規模多機能型居宅介護拠点併設）	右京区梅津石灘町
		「洛和グループホーム醍醐寺（仮称）」	18人	伏見区醍醐伽藍町
	継続	「地域密着型ケアセンターいまぐまの（仮称）」	18人（小規模多機能型居宅介護拠点併設）	東山区今熊野阿弥陀ヶ峰町
		「宝生苑（仮称）」	27人（地域密着型特別養護老人ホーム29人・小規模多機能型居宅介護拠点併設）	伏見区桃山町山ノ下

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	養護老人ホーム「健光園」建替え整備助成		
予 算 額	48,300千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	長寿社会部 長寿福祉課(251-1106)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 昭和30年代に建築され、老朽化した養護老人ホーム「健光園」の耐震化対策として、施設の建替えに対し助成を行う。 また、本事業によって、狭あいな多床室から現行基準に則った全室個室の施設とすることにより、入所者の生活環境改善を図る。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 事業主体 社会福祉法人 健光園 2 施設種別 養護老人ホーム 定員40名</p> <p style="margin-left: 40px;"> ※併設する施設 地域包括支援センター デイサービス 定員10名 訪問介護事業所 </p> <p>3 整備予定地 右京区嵯峨大覚寺門前六道町 4 事業期間 平成26年10月～27年7月 5 施設概要 軽量鉄骨造地上2階地下1階建て</p>			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	盲養護老人ホーム船岡寮の移転・新築整備助成		
予 算 額	60,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	長寿社会部 長寿福祉課(251-1106)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>盲養護老人ホーム船岡寮は、視覚障害のある高齢者のための京都府下唯一の盲養護老人ホームであるが、昭和40年代の建築であり、狭あい・老朽化が著しいことから、視覚障害のある高齢者の安心・安全な暮らしを確保するため、運営法人と連携し、移転・新築に必要な整備支援を行う。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 事業主体 社会福祉法人 京都ライトハウス</p> <p>2 施設種別 盲養護老人ホーム 定員50名</p> <p style="margin-left: 40px;">(※併設する施設</p> <p style="margin-left: 80px;">広域型特別養護老人ホーム 定員65名</p> <p style="margin-left: 80px;">ショートステイ 定員9名</p> <p style="margin-left: 80px;">デイサービス 定員30名</p> <p style="margin-left: 40px;">)</p> <p>3 整備予定地 中京区西ノ京新建町</p> <p>4 事業期間 平成26年4月～28年3月</p> <p>5 施設概要 鉄骨造5階建て</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	敬老乗車証IC化検討・調査		
予 算 額	3,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	長寿社会部 長寿福祉課(251-1106)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕</p> <p>敬老乗車証は、長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者に敬老の意を表するとともに、様々な社会活動に参加し、生きがいつくりや介護予防に役立てていただくため、70歳以上の方に交付している。</p> <p>しかし、敬老乗車証制度については、民営バスへの適用拡大など制度の改善を求める要望がある一方、高齢化の進行に伴い、制度の運営に要する経費が年々増大してきているなどの課題がある。</p> <p>このため、平成25年10月に、より利用実態に見合った形で高齢者の社会活動を支援し、かつ、今後の交付対象者数の増加を見据えた持続可能な制度としていくため、京都市社会福祉審議会の答申及び市民意見募集の結果等を踏まえ、「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」を策定した。</p> <p>この「基本的な考え方」の具体化に当たっては、円滑な導入に向けた環境整備等に留意するとともに、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、ICカード化を前提として、今後の詳細な制度設計に取り組むこととしている。</p> <p>〔事業概要〕</p> <p>敬老乗車証のICカード化に向け、ICカードの運用方法や制度設計に関して、必要な検討・調査を実施する。</p>			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <p>大阪市、神戸市、浜松市、広島市、福岡市でICカード導入済み。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	～地域で気づき・つながり・支える～ 認知症総合支援事業		
予 算 額	12,000千円 (充実5,603千円)	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	長寿社会部 長寿福祉課(251-1106)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>認知症への対応については、認知症医療の入り口となる、早期発見・早期相談・早期診断による連続性のある支援（地域で気づき・つながり・支える）を行うことが重要であり、そのためには、地区医師会をはじめとする地域の医療と地域包括支援センター（愛称：高齢サポート）を核とする介護との連携が必要不可欠である。</p> <p>本市では、平成25年度から「地域で気づき・つながり・支える」の視点のもと、「認知症相談支援ガイドブック」を作成し、地域包括支援センターにおける認知症相談対応力の向上を図るとともに、相談ツールとして作成した「認知症チェックシート」の活用等により、地域の実態に応じた認知症対策の向上等を図る取組を実施している。</p> <p>平成26年度は、取組の2年目として、特に「つながり・支える」の視点に着目し、医療と介護、福祉の関係機関等での更なる連携強化と協働により、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を推進する。</p> <p>[事業概要]</p> <p>認知症の状態に応じた適切な医療と介護サービス提供の流れが誰でも分かる、「京都市版認知症ケアパス」（仮称）を作成するとともに、平成25年度に作成した「認知症チェックシート」を積極的に活用することで、認知症対策の取組を一層推進する。</p> <p>また、地域の医療機関とも連携し、専門的な認知症医療の関わりが必要なモデル事業の実施により、「認知症対策」をキーワードに地域での医療と介護の連携の推進を図る。</p> <p>さらに、若年性認知症（※）対策についても、障害保健福祉施策と連携し、支援体制の構築について、具体的な取組を検討する。</p> <p>※ 若年性認知症とは：65歳未満で発症する認知症の総称 失業により社会的な居場所と生活基盤を失う等、医療や介護だけでなく、経済的課題や就労問題等、認知症高齢者とは異なる多岐にわたる課題がある。</p>			

1 京都市版「認知症ケアパス」(仮称)※ の検討・作成

京都地域包括ケア推進機構作成の京都式認知症ケアパスの標準仕様の改編等により、京都市で統一の「認知症ケアパス」の作成に向けて検討するとともに、医療と介護、福祉の関係者等を対象に、地域での活用や普及に向けた研修を行う。

※ 「認知症ケアパス」

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人とその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れを整理したもの

2 認知症対応 地域支援推進モデル事業

「モデル事業」(「企画提案型」と「取組指定型」)の実施と、取組報告を兼ねた「認知症フォーラム」の開催や事例集の作成により、地域での認知症対応の取組の更なる展開を図る。

3 若年性認知症支援事業

2のモデル事業に加え、本人や支援者等との意見交換会や窓口職員への研修実施により、若年性認知症の人とその家族への具体的な支援策の検討を図る。

4 認知症市民啓発等事業

平成25年度に作成した「認知症?『気づいて相談!』チェックシート」の増刷を図り、積極的に活用を推進するなど、市民への認知症に関する知識や正しい理解に向けた更なる普及のための啓発活動等を行う。

(イメージ図)



支える			
つなぐ			
気づく			
早期発見	→	早期相談	→
		→	早期診断
			→
			在宅生活支援
市民や家族が自ら気づき、認知症医療への相談や診断につなぐ。	市民や家族が相談しやすく、高齢サポートも相談に対応できる。	相談から診断、適切な専門機関(医療・介護)につなぐ。	医療・介護の力を借りながら、個別事情・地域特性に応じたサービスを提供。

[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	長寿すこやかセンター研修機能の拡充		
予 算 額	59,566千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	長寿社会部 長寿福祉課(251-1106)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>長寿すこやかセンター及び洛西ふれあいの里保養研修センターの研修事業については、両施設の特徴を活かしつつ、効果的・効率的な研修事業が実施できるよう役割分担をしてきたところである。</p> <p>平成25年度末をもって洛西ふれあいの里保養研修センターについては廃止となるが、高齢化の進展に伴い、介護職員をはじめとする社会福祉施設職員への研修ニーズがますます高まっており、研修機能の充実、受講しやすい環境づくりが求められている。</p> <p>このため、平成25年度末に廃止となる洛西ふれあいの里保養研修センターの研修機能について、交通アクセスの良い立地にあり、既に多くの高齢者福祉に関する研修を実施している長寿すこやかセンターへと研修機能を一体化する。</p> <p>また、研修内容を充実することにより、研修環境を整備し、介護をはじめとする社会福祉に携わる専門職員の資質向上を図る。</p>			
<p>[事業概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洛西ふれあいの里保養研修センターで実施していた社会福祉や介護実習の普及等の研修機能を長寿すこやかセンターに移管、統合する。 ・福祉・介護職員として共通に求められる能力を段階的・体系的に習得するための「キャリアパス対応生涯研修課程」を新たに開始する。 ・地域密着型サービス事業所の開設要件に関わる必須研修と位置付けられている「認知症介護実践者研修」の受講定員の拡充を図る。 			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	産後ケア対策の充実(スマイルママ・ホッと事業)		
予算額	10,800千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担当課	保健衛生推進室 保健医療課 (222-3411)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 産後の約1箇月間は、母親・新生児とも心身が最も不安定な状態にある。 近年、核家族化の進展や晩婚化による出産年齢の高齢化等に伴い、産科医療機関退院直後の母子を家族だけで支えることが難しくなっている。 そこで、妊娠から出産・育児期までの「切れ目のない支援」の充実を図るため、国のモデル事業を活用して、産後ケア事業（スマイルママ・ホッと事業）を新たに実施する。</p> <p>〔事業概要〕 支援が必要な出産直後の母親が、身近な地域で安心して育児を開始し、子どもを健やかに育てることができるよう、産科医療機関及び助産所等で行うデイケアやショートステイの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行う。</p> <p>○対象者 京都市民である産後1か月以内の母親とその子どもで、①支援者がいない、かつ、②体調不良や育児不安がある方</p> <p>○内容 ①デイケア（通所）や②ショートステイ（一時的に宿泊…原則1週間以内）による産後の母体ケアや生活指導、授乳や沐浴等の育児指導等</p> <p>○実施機関 本市が指定する京都市内の産科医療機関、助産所等</p> <p>○利用料金 所得に応じて区分設定</p> <p>○利用方法 こんにちは赤ちゃん事業（訪問指導）等を通じて、保健師が母親の心身の状況を把握し、支援が必要な方に対して、本事業の利用を案内する。</p> <p>○事業開始 平成26年7月予定</p>			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕</p> <p>○ 国の「少子化危機突破タスクフォース」（平成25年3月設置）での審議の中で、「産後ケア」の強化等について検討がなされており、平成26年度から「妊娠・出産包括支援モデル事業」が実施される予定である。本市の産後ケア事業（スマイルママ・ホッと事業）は、この制度を活用して実施する。</p> <p>○ 世田谷区で平成20年から先駆的に実施しており、政令市では、新潟市（平成8年～）、静岡市（平成8年～）、岡山市（平成25年9月～）、横浜市（平成25年10月～）で実施中である。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業		
予 算 額	158,265千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	保健衛生推進室 保健医療課(222-3411)		
<p>〔事業実施に至る経過・背景など〕 平成21年度から実施している子宮頸がん検診及び乳がん検診の無料クーポン配布事業については、5歳間隔でクーポン券を配布しており、平成25年度で5年が経過し、クーポン券の配布が一巡する。</p> <p>〔事業概要〕 がんの早期発見及び早期治療を推進していくためには、継続的な検診の受診が極めて重要である。 このため、平成26年度及び27年度の2箇年で、以下の①及び②の重点的な受診勧奨を実施することで、検診の重要性に対する理解とがんの予防への関心を更に高め、働く世代の女性の受診率向上を図る。</p> <p>① 平成21～25年度に無料クーポン券の配布を受けた方に対して、改めてがん検診ガイドの送付による受診勧奨を行う。</p> <p>② ①のうち、配布を受けた年度内にクーポン券を利用しなかった方に対しては、無料クーポン（再配布分）も同封する。</p> <p><対象者（平成26年度）> 平成21～24年度にクーポン券の配布を受けた方 （子宮頸がん検診は22～40歳，乳がん検診は42～60歳） ※ 平成25年度に配布を受けた方は、平成27年度に配布対象となる。</p>			
<p>〔参 考（他都市の状況・事業効果など）〕 本事業は国の平成25年度補正予算案において計上されており、全国の市町村において実施の検討が進められている。</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	京都動物愛護センター(仮称)の整備を基軸とした人と動物が共生できるまちづくりの推進		
予 算 額	105,200千円	新規・継続の別	新規・継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	保健衛生推進室 保健医療課(222-3411)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 本市では、動物愛護団体やボランティアスタッフと連携し、動物愛護事業の更なる推進を図るため、動物愛護行政の拠点施設となる「京都動物愛護センター(仮称)」の整備を府市協調により進めている(平成27年度開設予定)。</p> <p>[事業概要] <ハード面の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都動物愛護センター(仮称)整備事業：79,000千円 国のグリーンニューディール基金の活用により、動物愛護センターとしては全国初となる地中熱利用システムの採用や、太陽光発電パネルの設置、太陽熱利用システムの導入など、「環境先進都市・京都」にふさわしい先進的な施設として整備を進める。 ・ 京都動物愛護センター(仮称)の開設準備：22,500千円 センターの開設・運営に係る初度調弁等 <p><ソフト面の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都動物愛護センター(仮称)プレ事業：2,700千円 センターの開設直後から円滑かつ効果的に動物愛護事業を推進するため、ボランティアのコーディネートや動物愛護出前講座の実施などの取組の強化により、動物愛護事業の推進体制の一層の充実を図る。 ・ 京都動物愛護憲章(仮称)制定：1,000千円 センターの整備を契機に、これまでから本市がボランティアスタッフや地域と動物愛護行政の推進に取り組んできた成果を踏まえ、人と動物との共生社会の実現に向け、目指すべき社会の姿や行動指針を示す「京都動物愛護憲章(仮称)」の制定に向けて、府市協働で取り組む。 			
<p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)] 政令市における動物愛護センター設置状況 ※動物の管理・収容が主目的の施設を除く 仙台市, さいたま市, 千葉市, 名古屋市, 北九州市, 熊本市, 新潟市</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	京都市衛生環境研究所と京都府保健環境研究所 の共同化に向けた整備基本計画の策定		
予 算 額	2,100千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	保健衛生推進室 保健医療課(222-3411)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 京都市衛生環境研究所と京都府保健環境研究所については、法令上の権限等に基づき、それぞれの施設において公衆衛生に関する各種の試験、検査、調査研究を行っているが、施設の老朽化、狭あい化という共通の課題を抱えている。 このため、「京都府知事と京都市長との懇談会」や「府市行政協働パネル（府保環研と市衛環研の連携のあり方）」での合意に基づき、効率的な施設運営や健康危機に関する緊急時の対応力の強化に向け、現在の京都府保健環境研究所の敷地内において、両研究所の共同化による整備を実施していく。 平成26年度については、府市協調により、整備に係る基本計画を策定するとともに、設計業務についても早急に着手できるよう検討を進めていく。</p> <p>[事業概要] 1 整備計画地 (1) 所在地 伏見区村上町，周防町，西大手町 （現京都府保健環境研究所及び旧京都府立医科大学伏見診療所敷地内） (2) 敷地面積 7075.40㎡（公簿）</p> 2 基本計画の策定 平成26年度については、府市協調により、建替えに係る基本コンセプトや、必要な設備、建物配置、整備のスケジュール等を明らかにするための基本計画を策定する。策定に要する経費（コンサルタント業者への委託料）については、府市双方が折半して負担する。			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	中央斎場再整備事業		
予 算 額	212,800千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	保健衛生推進室 生活衛生課(222-3433)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など] 市内唯一の火葬場である中央斎場は、供用開始後32年が経ち、建物、設備の老朽化が進んでいる。 また、将来の火葬需要予測によると、現在の施設規模では待合時間の増加等、サービスの低下が生じるとされている。 これらの課題の解決に向け、平成24年度には「京都市中央斎場のあり方検討委員会」から提言がなされ、これを踏まえ策定した基本計画及び施設改修計画に基づき、平成26年度から2箇年をかけて、施設拡充及び耐震化工事を行う。</p> <p>[事業概要]</p> <p>1 施設拡充 (増築面積 約660㎡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収骨室を5室から7室に拡大し、収骨待ちによる待合時間の解消を図る ・レストランの設置、待合スペースの拡充による待合時間のサービス向上を図る ・車いす用トイレの設置等、バリアフリー化を推進する <p>2 耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を行う。 <p>平成26年度 工事着工 (予算 212,800千円) 平成27年度 工事完了 (予算見込 211,300千円)</p>			
[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	深草墓園・宝塔寺山墓地再整備事業		
予 算 額	351,700千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	保健衛生推進室 生活衛生課(222-3433)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>深草墓園は、昭和33年に公園墓地として開設され、市民や京都にゆかりのある方々が納骨されているが、近年、利用者が増加し、多くの遺族が訪れていること、参拝者の高齢化が顕著であることから、参拝しやすい設備環境が求められている。</p> <p>また、今後、高齢化の進展等により、墓地、納骨堂の需要が高まることが想定されるため、市営墓地の拡張等の施策を講ずる必要がある。</p> <p>これらの課題の解決に向け、平成26年度から2箇年をかけて、<u>深草墓園・宝塔寺山墓地の一体整備によるバリアフリー化及び利便性向上を図るとともに、新規募集区画の造成を行う。</u></p>			
<p>[事業概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 深草墓園内のバリアフリー化 2 事務所棟の移転新築（多目的トイレ、バリアフリー化、待合スペース拡充等） 3 深草墓園から宝塔寺山墓地へのアクセス道の整備 4 新規墓地区画の造成（600区画） <p><u>平成26年度 工事着工（予算 351,700千円）</u> <u>平成27年度 工事完了（予算見込 25,400千円）</u></p>			
<p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	市営墓地無縁改葬		
予 算 額	47,300千円	新規・継続の別	継続
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	政策的新規充実予算枠
担 当 課	保健衛生推進室 生活衛生課(222-3433)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>京都市市営墓地内において、使用者の死亡後、墓地使用権の承継がなされず、無縁墳墓となっている区画が増加しており、住所不明等により、郵送した管理料納付書などが返送され、関係者との連絡が取れない状態にある。</p> <p>使用者が不明である区画については、今後、想定される墓地需要の増加に対応するため、当該区画を無縁墳墓として改葬し再募集に充てる。</p> <p>[事業概要]</p> <p>平成23年度～25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立て札の設置、使用者の住所及び縁故者調査、官報掲載及び改葬通告の発送等を実施 <p><u>平成26年度 改葬事業実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>遺骨の改葬</u> ・ <u>墓石の撤去及び跡地の整地（改葬予定区画数300程度）</u> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改葬完了区画の新規使用者募集を開始 <p>[参 考（他都市の状況・事業効果など）]</p>			

平成26年度 京都市予算案 事業概要

保健福祉局

事務事業名	薬務関連事務		
予 算 額	6,000千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	保健衛生推進室 生活衛生課(222-3433)		
<p>[事業実施に至る経過・背景など]</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、薬事法が一部改正され、「心臓ペースメーカー、コンタクトレンズ等の高度管理医療機器の販売業・賃貸業の許可」及び「電子血圧計、補聴器等の管理医療機器の販売業・賃貸業の届出受理」等に係る業務が京都府から京都市に移譲されることとなった。(平成27年4月1日施行)</p> <p>※高度管理医療機器及び管理医療機器とは 医療機器は、不具合が生じた際の人体へのリスクの大きさ別に、次の4つのクラスに分類されており、リスクに応じた規制が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度管理医療機器 : クラス4及びクラス3 (リスクが高い) ・管理医療機器 : クラス2 ・一般用管理医療機器 : クラス1 (人命や健康に影響を与えるおそれがほとんどない) <p>[事業概要]</p> <p>本市では、現在、薬局、店舗販売業等の許可及び監視等に係る情報を薬事台帳システムで管理しており、権限移譲後は、高度管理医療機器販売業等の情報も管理する必要があるため、平成26年度は、同システムを改修するとともに、関係者、関係団体に対する十分な周知を行う。</p> <p>① 薬事法の一部改正に伴う、薬事台帳システムの改修 情報の一元管理により、大幅に増加する情報の正確な把握・管理、適正な指導及びセキュリティの確保・向上を図り、業務の効率的な推進を図る。</p> <p>② 関係者、関係団体に対する窓口変更等の周知徹底</p> <p>[参 考 (他都市の状況・事業効果など)]</p> <p>高度管理医療機器等販売業等に係る事務は、政令市20都市のうち13都市(札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市)においては、都道府県の特例条例により既に移譲済み。</p>			